

令和8年度 青少年等国際交流促進事業補助金三次募集案内

山口県では、次代の国際交流を担う人材の育成と、多様な分野での交流拡大を図るため、県内の国際活動団体が実施する本県と海外の青少年等による交流事業を支援することとしています。

については、令和8年度の補助対象事業を以下のとおり募集（3次募集）します。

1 募集期間

令和8年8月26日（水）から随時募集

（予算上限に達した時点もしくは、令和9年1月29日（金）17時【必着】まで）

2 補助対象者

国際交流を主たる目的とする民間団体であって、以下の(1)～(5)のいずれにも該当するもの

- (1) 県内に活動拠点を有するものであること。
- (2) 団体の運営に関する会則等の定めがあること。
- (3) 営利活動、政治活動、宗教活動を目的とする団体ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が団体の運営に関与していると認められるものでないこと。
- (5) 団体の構成員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められないこと。

3 補助対象事業

山口県と海外（中国、韓国、スペイン、アメリカ、ベトナム又は台湾に限る）の青少年等が文化やスポーツ等を通じて相互交流を行う事業

※ただし、以下のような事業は対象となりません。

- ・対象経費が交付決定日前に発生する事業（領収書等の支払証拠書類の日付が交付決定日前の支出については補助対象外）
- ・営利を目的とする事業
- ・宗教的、政治的または商業的な宣伝意図がある事業
- ・主たる目的が観光・視察などの事業（観光や視察等のスケジュールが中心で、交流の内容が乏しい事業）
- ・国や他の地方公共団体、関係団体等から別に補助金や助成金（企業等からの協賛金・賛助金を除く）を受ける事業やそれらの者から受託する事業など

4 補助内容

【補 助 率】補助対象経費の1／2以内

【補 助 上 限】50万円 （下限条件なし）

【補助対象期間】交付決定日以降 ～ 令和9年3月20日

【補 助 件 数】2件程度（予算の範囲内で決定）

5 補助対象経費

補助対象となる経費およびその区分は以下のとおりです。

区 分	対象経費
①報償費	講師や通訳者等への謝礼、記念品代 等
②旅費 （宿泊費）	交通費、渡航費、宿泊費 等 ※ガソリン代、特別料金（ビジネスクラス料金、グリーン料金 等）は対象外
③消耗品費	材料等の購入費 等
④印刷費・ 広告宣伝費	資料等の印刷費、立看板等の制作費、広告掲載料 等
⑤食糧費	交流会等に必要な飲食費、会議等に必要な飲料・食料品代 等
⑥通信運搬費	文書等の送料、資器材の運搬料 等
⑦使用料・ 賃借料	会場使用料・付帯設備使用料、機器等の借料、バス等借上料、 高速道路利用料 等
⑧委託費	外部に運営等の一部を発注する経費
⑨保険料・ 手数料	傷害保険料、振込手数料 等
⑩その他	知事が特に必要と認める経費

※なお、以下の経費は対象外となります。

- ・領収書等の証拠書類により支出の実績を確認できない経費
- ・職員等の人件費、家賃、光熱水費、電話料など団体の通常運営に要する経常的経費
- ・他用途に転用可能な備品整備等に要する経費
- ・公租公課（消費税及び地方消費税を含む）
- ・その他、事業の実施に直接必要と認められない経費

6 申請方法

(1) 提出書類

- ①補助金交付申請書（別記第1号様式）
- ②団体概要書（参考様式（1））
- ③事業計画書（参考様式（2））
- ④事業収支予算書（参考様式（3））
- ⑤団体の会則等
- ⑥その他参考となる書類（過去の実施状況等が分かる資料等があれば添付）

※上記①～④の各様式については、以下のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/95/359518.html>

(2) 提出方法

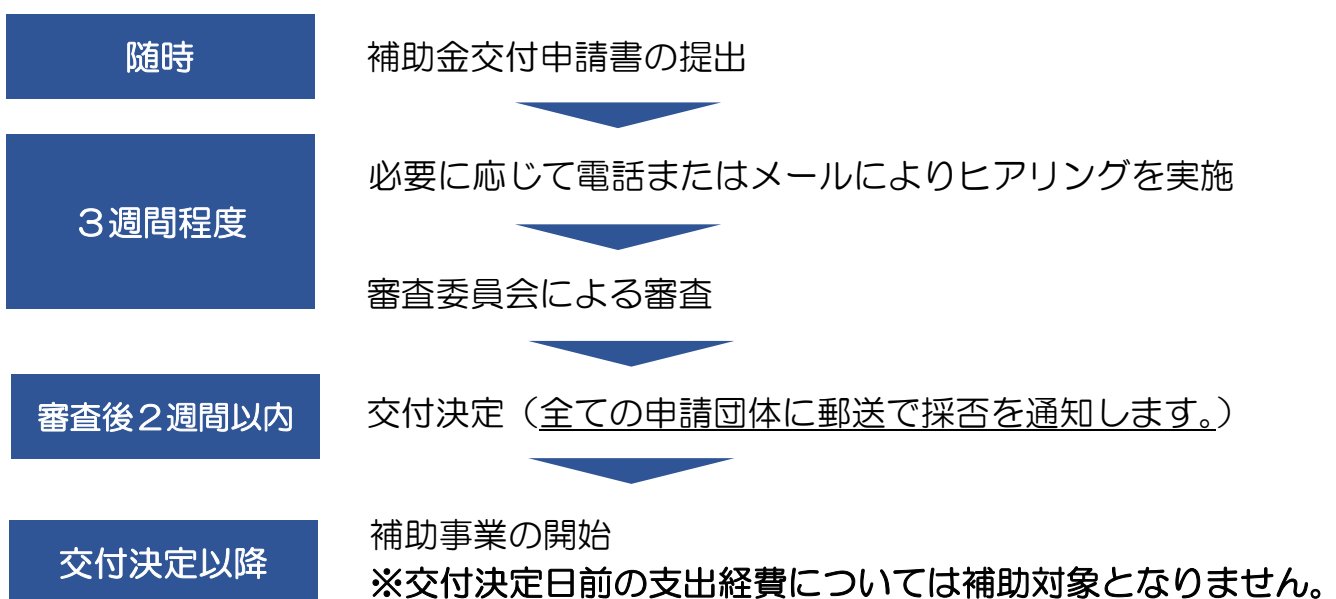
上記（1）の各書類を作成の上、令和8年8月26日（水）から令和9年1月29日（金）17時までに以下の宛先までメールまたは郵送で提出してください。

【提出先】

【メール】 a12900@pref.yamaguchi.lg.jp

【郵 送】 〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県国際課交流推進班

7 選考等の流れ



8 審査項目等

審査委員会においては、以下の項目等に沿って申請内容の審査を行います。

審査項目	審査事項
事業効果	将来的に山口県の国際交流を牽引する人材を育成する観点から、効果的な内容となっているか。
	山口県が姉妹提携等により交流を進める国・地域（中国、韓国、スペイン、アメリカ、ベトナム、台湾）との交流拡大を図る上で効果的な内容となっているか。
	山口県が姉妹提携等を結ぶ地域（山東省、慶尚南道、ナバラ州、ハワイ州、ホーチミン市、台南市）との一層の交流深化に資する内容となっているか。（※）
具体性 実現性	スケジュールや資金確保等の事業計画に具体性があり、計画期間における確実な実施が見込まれるか。
継続性	翌年度以降の継続性が見込まれ、将来的な自走が期待できる事業であるか。
経費の 妥当性	・適正な経費の見積りとなっているか。 ・必要以上に高額な支出となっていないか。

※ 山東省、慶尚南道、ナバラ州、ハワイ州、ホーチミン市、台南市との交流事業については、審査において、より評価されます。

9 事業実施にあたっての留意事項

（１）振込口座について

- ・補助金の振込にあたっては、補助申請を行う団体名（規約等に記載している正式な団体名）の口座をご用意ください。

（２）領収書等の支払証拠書類について

- ・領収書等は、補助団体が補助事業の実施に係る経費を適切に執行したことを証明する重要な書類となります。事業完了まで必ず保管し、実績報告時に提出してください。
- ・領収書等は補助申請を行う団体名（規約に記載している正式な団体名）で取得してください。個人名（代表者や担当者）あての領収書等は対象外となります（個人名義での支払いは対象経費として認められません）。
- ・以下の項目が明記されている領収書等を対象とします。
：宛名、領収日、金額、支払内容・内訳、受領者（会社）名

（３）補助金の交付の決定の全部又は一部の取り消しについて

- ・補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消します。
 - ① 補助金を他の用途へ使用したとき。
 - ② 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - ③ 交付要綱又は交付要綱の規定に基づく処分に違反したとき。
- ・補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとします。
- ・取消時には、補助金返還を求めることがあります。

10 本補助金に係る Q&A

Q1. どのような事業が補助対象となるのか？

- ・山口県と海外（中国、韓国、スペイン、アメリカ、ベトナム又は台湾に限る）の青少年等が文化やスポーツ等を通じて相互交流を行う事業を幅広く対象としており、国内で行う事業、海外で行う事業のいずれも対象となります。
- ・なお、補助対象外となる事業については、「3 補助対象事業」または補助金交付要綱をご確認ください。

Q2. 期限までに申請すれば必ず補助金が交付されるのか？

- ・申請内容について県（審査委員会）で審査の上、補助が適当と認められない事業については不採択となる場合があります。
- ・また、予算に限りがあるため、予算額を超える多数の申請があった場合には、不採択や申請額の全額を補助できない場合があります。
- ・なお、補助対象外となる経費については、「3 補助対象経費」または補助金交付要綱をご確認ください。

Q3. ○○は補助対象経費となるか？

- ・「5 補助対象経費」または補助金交付要綱に記載のとおり、事業に直接必要と認められる経費については幅広く補助の対象となります。
- ・なお、事業に直接必要な経費か否か疑義がある場合には、事業内容等から県で個別に審査・判断させていただきます。
- ・補助対象外となる経費については、「5 補助対象経費」または補助金交付要綱をご確認ください。

※その他ご不明な点等につきましては、以下担当者までお問い合わせください。

1 1 お問い合わせ先

山口県国際課交流推進班 担当：田邊

TEL：083-933-2347

E-MAIL：a12900@pref.yamaguchi.lg.jp